

[博士論文審査要旨]

申請者： 太田雅彦

論文題目：日本長期信用銀行の経営破綻の軌跡：制度疲労と経営者

審査員： 米倉誠一郎

小松 章

佐藤 隆文

本論文は、「日本長期信用銀行は、なぜ破綻したのか？」という問いに答えることを通して、第二次世界大戦後の日本経済の成長を支えてきたシステムが、1990年代以降大きく変化したことを明らかにしようとしたものである。また、破綻当時の1998年と現在で大きく異なる長銀破綻の評価を「現時点での史実」として再構築したものである。

日本長期信用銀行は、1952(昭和27)年12月1日、この日に施行された長期信用銀行法に基づき誕生した。そして、1998(平成10)年10月23日、この日に施行された「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(略称・金融再生法)」に則り破綻認定の上国有化された。こうして、邦銀中トップランナーと目されていた同行は、3兆5,880億円の公的資金の投入と経営トップ3人の逮捕という結末を迎えたのである。しかし、2008年の最高裁判決では、経営陣の無罪が確定し、粉飾決算の事実は否定されている。では、長銀破綻は何だったのであろうか。

本論文では、①長期信用銀行制度とその制度発足の時代背景、②高度成長の結果、長期信用銀行制度に限界が見え始めたときの日本長期信用銀行の多角化・国際化の在り方、③日本長期信用銀行のバブル経済への対応、④日本長期信用銀行のバブル崩壊後の不良債権処理、⑤1997(平成9)年秋以降の金融危機に対する日本長期信用銀行の危機管理、という5つの課題が設定され、各章ごとにこれらの課題が検討されている。検討の結果、①長期信用銀行制度が戦後復興、高度成長を企図する上できわめて適切的な制度だったこと、②同行の多角化、国際化戦略がきわめて先進的、革新的なものであったこと、③他行との比較からして、同行のバブル経済下での貸付けがとくに逸脱したものではなかったこと、④日本長期信用銀行のバブル崩壊後の不良債権処理については、母体行責任によく応えていたこと、⑤同行破綻は、単に同行経営陣の戦略的意思決定の欠如にとどまらない複合的要因によるものであったことを解き明かしている。とくに、金融再生法に基づく債務超過の認定が、当時まだ明確な資産査定・会計処理基準が十分に定着していなかった状況下で行われたこと、経営陣の告発が世論に強く影響された内部報告書に基づいていたこと、金融問題が政争の具とされやすい政治情勢の下で破綻認定がおこなわれたこと等を、内部文書や独自試算から明らかにした点は、本論文として独自の視点を提供しており優れた成果といえる。

ただし、本論文の記述中にはいくつかの混同や不正確な国際比較などが見られ、若干の修正や今後の検証が必要とされている。口頭試問においては、筆者もこうした問題点について十分認識しており、今後の研究課題として取り組むことが申し述べられている。

よって、審査員一同は、所定の試験結果をあわせ考慮して、本論文の筆者が一橋大学学位規則第5条第1項の規定により一橋大学博士(商学)の学位を受けるに値するものとして判断する。